$$(E_n \times 1{,}000 \times F_n) + \sum_{n=15}^{24} (G_n \times 1{,}000 \times H_n) + \sum_{n=15}^{30} (I_n \times 1{,}000 \times J_n) + \sum_{n=26}^{30} (K_n \times 1{,}000 \times L_n) + \sum_{n=20}^{30} (M_n \times 1{,}000 \times N_n) + \sum_{n=26}^{30} (O_n \times 1{,}000 \times P_n) + 32{,}900{,}000\text{円}$$

$$14{,}600\text{円} \times A$$

$$\times Q_1 + 1{,}697{,}000\text{円} \times Q_2 + (R + S + T + U) \times 1{,}000 \times 0.5 + \sum_{n=11}^{30} (V_n \times 1{,}000 \times W_n)$$

算式イの符号

A　測定単位の数値

B　都道府県立大学付属病院病床数

C　都道府県立リハビリ病院病床数

D　都道府県立大学附属病院の建設又は改良に要する経費に充てるため平成５年度から平成14年度までに発行を許可された地方債（用地、職員宿舎、看護師宿舎及び大学の用に供する研究・研修部門を除く。）の元利償還金の額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

E_n　都道府県立大学附属病院事業（医療施設整備事業）に充てるため平成15年度以降の平成n年度に発行について同意又は許可を得た地方債（平成13年度以前に基本設計等に着手した事業に限る。また、用地、職員宿舎、看護師宿舎及び大学の用に供する研究・研修部門を除く。）の元利償還金の額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

F_n　都道府県立大学附属病院事業（医療施設整備事業及び平成十四年度からの継続事業以外の事業に係るものの額に〇・〇〇八二を、平成十七年度における都道府県立大学附属病院事業債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）のうち平成十三年度以前からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一五一を、平成十四年度からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一一六を、平成十三年度以前からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業以外の事業に係るものの額に〇・〇〇〇八九を、平成十八年度における都道府県立大学附属病院事業債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）のうち平成十三年度以前からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一四四を、平成十四年度からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一一〇を、平成十三年度以前からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業以外の事業に係るものの額に〇・〇〇〇八二を、平成十九年度における都道府県立大学附属病院事業債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）のうち平成十三年度以前からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業以外の事業に係るものの額に〇・〇〇一五八を、平成十四年度からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一一六を、平成十三年度以前からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業以外の事業に係るものの額に〇・〇〇〇八九を、平成二十一年度における都道府県立大学附属病院事業債同意等額（特定分に係るもの及び医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）のうち平成十三年度以前からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一五一を、平成十四年度からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一一〇を、平成十三年度以前からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業以